

接骨院・整骨院の正しいかかり方



接骨院・整骨院では健康保険を利用できる範囲は限られています。
健康保険の使える範囲を正しく理解し、適切に受診することが重要となりますので、
みなさまのご協力をお願いいたします。

○ 健康保険が使える場合

- ◆外傷性が明らかな打撲・捻挫・挫傷(肉離れなど)
- ◆骨折・脱臼・不全骨折
(応急手当の場合には医師の同意は不要ですが、応急手当後の施術には医師の同意が必要です。)

× 健康保険が使えない場合 (全額自己負担となります)

- ◆日常生活による単なる疲れ・肩こり・腰痛・膝の痛みなど
- ◆脳疾患後遺症などの慢性病
- ◆スポーツなどによる筋肉疲労、筋肉痛のためのマッサージ
- ◆医師が治療すべき椎間板ヘルニア
- ◆症状の改善がみられない長期にわたる漫然とした施術
- ◆病気(神経痛・リウマチ・五十肩・関節炎・ヘルニアなど)からくる痛みやこり
- ◆業務上や通勤途上のケガ (労災保険の適用となります)



接骨院・整骨院を受診に際しての注意

- ◆【療養費支給申請書】は、受診内容が正しいか確認して署名・捺印しましょう。
- ◆負傷原因は正確に伝えましょう。
- ◆領収書は必ず受け取りましょう。
- ◆長期にわたる施術は病院で医師の診察を受けましょう。
(内科的な原因も考えられるので)

受診照会の回答へご協力ください

- ◎ 負傷原因の調査として『整骨院・接骨院の保険診療についての受診照会』を送付する場合がございます。医療費適正化の一環として、受診時の施術内容と請求内容が一致しているかを確認いたしますので、回答へのご協力をお願いいたします。照会は下記外部機関に委託しています。

【照会委託先】(株)大正オーデット 健康保険事務センター